

総量削減義務と排出量取引制度における中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球
温暖化対策事業所に関するガイドライン
改正概要（2026（令和8）年4月）

- 添付書類として登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報（建物）を追加
- その他軽微な修正